

令和8年4月～




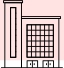

湧別町民の妊産婦さんへ

# 妊産婦交通費等助成事業のお知らせ

湧別町では、町外で出産される妊産婦の方の経済的負担を軽減するため、妊産婦健診や出産に伴う交通費相当額等を助成します。

令和8年4月1日以降に妊娠の届出を行った方から対象になります。

※湧別町出産準備金支給事業は、令和8年3月31日をもって終了しました。

対象となる方	通常の妊娠経過の妊婦の方 (医学的な治療や入院が不要な方) 例) 遠軽厚生病院、中村記念愛成病院など	医学的な理由等により、片道50km以上離れた周産期母子医療センターで妊産婦健診や出産する必要がある方 例) 北見赤十字病院、旭川医大病院など
対象費用	妊産婦健診や出産時の通院に伴う交通費 (自家用車による移動を含む) 	①妊産婦健診や出産時の通院交通費 ②出産までの間、待機のために医療機関近くのホテル等で宿泊した場合の宿泊費 
助成額	1回の受診につき、一往復当たり1,300円	①通院の往復距離1kmあたり30円 ②実費宿泊費用から2,000円を引いた額 (1泊あたり上限5,600円)
助成限度回数	①妊婦健康診査(上限14回分) ②出産時の受診(上限1回分) ③産婦健康診査(上限2回分) 	①交通費(上限10回分) (10回を超える通院は通常の妊娠経過の妊婦の方の交通費助成の対象となります。) ②宿泊費(上限3泊分)
申請	①申請書 ②母子健康手帳 ③振込先を確認できるもの(通帳など)	①申請書 ②母子健康手帳 ③ホテルなど宿泊施設の領収書(対象者の氏名が記載されているもの) ④振込先を確認できるもの(通帳など)

※町外へ里帰り中の期間は、里帰り中の居住地から通院先までの距離で計算されます。

## 《助成の流れ》

- ・申請書は保健師による妊娠中期面談でお渡しします。
- ・申請は、1か月産婦健診が終わってから(受診途中で町外へ転出した場合は、転出日から)4か月以内に行ってください。

《お問い合わせ先》  
健康こども課子育て相談グループ  
TEL: 01586-5-3765